

防災アドバイザー派遣事業

事業内容

防災に関する専門知識を有する防災アドバイザーを派遣し、防災訓練や防災セミナーなどの企画提案・運営サポートを行います！

実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ 年度内に防災訓練やセミナーを完了させる必要があります。

対象者

- (1) 区内の町会・自治会
- (2) 区内マンション（裏面に条件あり）の管理組合・管理会社

※その他の団体で派遣を希望する場合は、防災課までご相談ください。

※アドバイザーの派遣は、年度内で1団体あたり1回までです。

派遣費用

無料（区が派遣費用を負担します）

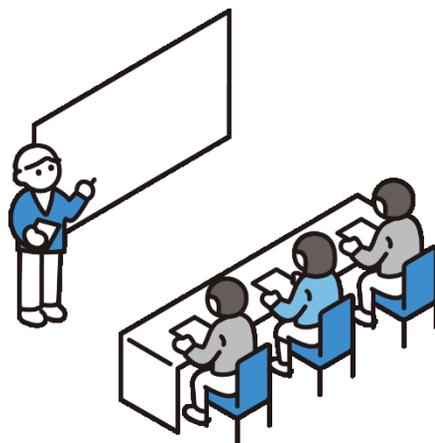
選べるメニュー

- ・ 在宅避難(=在宅生活)訓練
- ・ 防災セミナー
- ・ 防災まち歩き
- ・ 防災マップ作成
- ・ 危険箇所の確認訓練
- ・ 災害時の食事体験
- ・ 避難所運営ゲーム(HUG)
- ・ 防災用品の使い方訓練

※ ご不明点は下記問合せ先までご相談ください

★特典★

在宅避難(=在宅生活)訓練を実施すると参加者に災害用トイレセットをプレゼント！



問合せ先

文京区総務部防災課 03-5803-1745（直通）

対象マンションの条件

文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（56文健管発第292号）第2条第1項第2号の表（下記の表）の用途地域の区分に応じ、同表の規模の欄に掲げる規模の建築物のうち共同住宅等であるもの

用途地域	規模
商業地域	敷地面積500平方メートル以上又は延べ面積2,000平方メートル以上
近隣商業地域	敷地面積500平方メートル以上又は延べ面積1,500平方メートル以上
上記以外の地域	敷地面積400平方メートル以上又は延べ面積1,000平方メートル以上

手続きの流れ

※実施期間内にすべての手続きを完了させる必要があります。



申請

派遣申請書を提出する。

※派遣を希望する場合は、事前に防災課までご相談ください。



事前の
打合せ

派遣決定後、防災訓練について事前の打合せを行う。

※事前打合せは3回まで実施可能
(1回あたり3時間まで)



訓練の
実施

アドバイザーの支援を受けて、訓練を実施する。